

春日井市民病院ホームページ広告募集要項

春日井市民病院（以下「病院」という。）が所有する資産を広告媒体として活用し、新たな自主財源を確保するため、春日井市民病院ホームページ（以下「病院ホームページ」という。）に掲載する有料広告を募集する。

（広告媒体）

第1条 病院ホームページに画像として表示される情報で、広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

（応募に関する事項）

第2条 広告の規格その他の内容については次のとおりとする。

- (1) 位 置 病院ホームページ上に病院が指定する場所
- (2) 規 格 広告1枠のサイズ等の規格は次のとおりとする。
 - ア サイズ 縦55ピクセル 横145ピクセル
 - イ 容 量 7キロバイト以内
 - ウ 形 式 G I F（アニメーション及び透過G I Fを除く。）または J P E G
- (3) 色 調 等 文字、画像等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたものを用いる。
- (4) 禁止事項 次のいずれかの表現等を含む広告は、掲載しないものとする。
 - ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」、「×」等のボタン
 - イ アラートマーク
 - ウ ラジオボタン
 - エ テキストボックス
 - オ プルダウンメニュー
 - カ 病院ホームページのコンテンツの一部と混同するおそれのある表現
 - キ 病院の事業であると誤解を招くおそれのある表現

(5) 掲載期間

- ア 広告の掲載期間は、1か月単位とし、複数月掲載する場合は、連続した月でなければならないものとする。
- イ 広告の掲載期間は最大1年間とし、開始日及び終了日は病院が決定する。
- ウ 病院の都合により病院ホームページを閉鎖したときは、閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（1日未満の端数は切り捨てる。）を延長して掲載する。

(6) 広告掲載を制限する業種・内容

- ア 医療機関及び医療関連業種（薬局、整骨院、鍼灸マッサージ治療院など）
- イ 墓地、墓石若しくは葬祭関係業種
- ウ 上記のほか、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行）第3条第2項のいずれかに該当するもの。

(7) 掲載料

- ア 広告掲載料は、1枠あたり月額11,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。
- イ 広告主は、前項の広告掲載料を病院が指定する期日までに納付しなければならない。

(8) 応募 広告の募集は、病院ホームページを活用して行われ、広告の枠を新たに設定したとき、または広告の枠に空きが生じたときに応募することができる。

(広告掲載基準)

第3条 次の各号に該当するときは、その者の広告掲載は無効とする。広告掲載決定後に当該事実が発覚した場合は春日井市民病院ホームページ広告掲載取消通知書（第3号様式）にて通知する。

- (1) 広告内容が第2条第6号に規定する内容である場合
- (2) 納期限までに広告料金を支払わない場合
- (3) 病院が指示した応募に関する事項に違反した場合
- (4) その他、法令等に違反している場合
- (5) 事業所等であり、春日井市から指名停止措置を受けている場合
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員である場合

(申込手続き)

第4条 申込に係る手続きは次のとおりとする。

(1) 提出書類

ア 春日井市民病院ホームページ広告掲載申込書（第1号様式）

イ 広告原稿及び広告原稿のデータ

(2) 申込期間 病院ホームページ上の広告募集欄が空いている場合は、随時受け付ける。

(3) 申込場所 春日井市民病院医事課

(4) 申込方法 メール（アドレス：iji@city.kasugai.lg.jp）

(選考方法)

第5条 応募に係る選考手順は次のとおりとする。

(1) 第3条の広告掲載基準に基づき、広告主と広告内容を審査し決定する。

(2) 掲載の可否については、後日春日井市民病院ホームページ広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知する。

(その他)

第6条 広告主の都合で広告を辞退する場合、納付された掲載料は返金しないものとする。

2 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

問い合わせ先

春日井市民病院医事課

〒486-8510

春日井市鷹来町1丁目1番地1

電話 0568-57-0080

FAX 0568-82-9345

E-mail iji@city.kasugai.lg.jp